

## 国際投資仲裁判断の中国における執行問題

麗澤大学 梶田幸雄

### I はじめに

中国は、世界最大の投資受入国の1つとして、また、近年の海外投資促進政策に伴い、今後、投資紛争に係ることが多くなると予測される。

国際投資仲裁における実務上の最大の課題として、仲裁判断の執行問題が浮かび上がる。投資受入国が被申立人となり、国際投資仲裁で投資者に対して給付義務を負う仲裁判断が示され、投資受入国がこれを任意に履行しない場合、投資者はどうすれば仲裁判断を履行させることができるかという問題である。

(1)中国の国際投資仲裁に対する考え方を示し、(2)中国における国際投資仲裁判断の執行に関する論点について概説し、(3)現行の法制度上の問題点を明らかにする。

### II 国際投資仲裁に対する考え方

中国は、1984年にスイスと初のBITを締結して以来、今日までに約140カ国とBITを締結している。この数はドイツに次ぎ、世界で2番目に多い。1990年には、ICSID条約に署名し、1992年に同条約を全国人民代表大会で批准している。

最近まで中国は、国際投資仲裁について必ずしも現実的な問題とは認識はしていなかったが<sup>1</sup>、2010年に中国にとって初の国際投資仲裁事案が発生した。これは黒竜江国際経済技術合作公司ほか中国企業3社が、中国・モンゴルBITに基づき、モンゴル政府を訴えた事案である<sup>2</sup>。また、2011年5月24日にICSID事務局は、マレーシアEkran社が中国政府を訴える仲裁を受理した<sup>3</sup>。

仲裁機関や仲裁廷によりなされた外国仲裁判断は、基本的に自動承認されるというのが国際的な基本原則である。それでも現実には、(1)ICSID仲裁に関しては条約でも認められている(国家)主権免除の問題があり、(2)ICSID仲裁以外の場合には、ニューヨーク条約に基づく商事留保の問題がある。

<sup>1</sup> 肖芳「国際投資仲裁判断の中国における承認・執行」『法学家』2011年第11期(中国人民大学)95頁

<sup>2</sup> China Heilongjiang International & Technical Cooperation Corp, Qinhuangdaoshi Qinlong International Industrial, and Beijing Shougang Mining Investment v. Republic of Mongolia, UNCITRAL(China/Mongolia BIT) <http://www.italaw.com/cases/279>. 最終アクセス日 2014年7月30日。

<sup>3</sup> Ekran Berhad v. People's Republic of China(ICSID Case No. ARB/11/15). <https://icsid.worldbank.org/ICSID/FrontServlet>. 最終アクセス日 2014年8月15日。

### Ⅲ 執行に関する論点

ICSID 条約は、中国においてどのように履行されるのか。ICSID 条約 69 条は、「各締約国は、必要な立法またはその他の措置を講じ、条約の規定をその領域内で発効させなければならない。」と規定している。

条約の規定をその領域内で発効させなければならないということは、すなわち国際投資仲裁判断の執行の実効性を確保することは各国の国内法に委ねられるということになる。

各国は、国際投資仲裁判断を履行する場合の根拠を整えなければならないということになる。中国は、ニューヨーク条約を適用するとしている。では、(1)主権免除、および(2)商事留保について国内法によりどのように規律しているのか。

#### (1) 主権免除と社会公共利益

ICSID 仲裁は、同条約 53 条および 54 条により執行力があると上述したが、55 条には主権免除の規定がある。主権免除条項を外国仲裁判断の執行拒否の抗弁事由としてはならないのが原則であるが<sup>4</sup>、現実には、国家は主権免除という国際法上の原則により、他国の裁判権に服することはないとされている。

ニューヨーク条約では加盟国が公共秩序の留保(reservation of public order)を宣言することが認められている。中国は、ニューヨーク条約加盟に際して、公共秩序の留保を宣言している。

民事訴訟法第 237 条第 3 項は、「法院は、判断の執行が社会公共利益に違反すると認定する場合には、執行しない旨を裁定する。」とし、公共秩序に反する場合も仲裁判断の執行拒否要件としている。

主権免除は、ニューヨーク条約が規定する仲裁判断の執行拒否事由の 1 つではない。しかし、中国は、仲裁判断は援用される領域の手續規則に従って執行するものとするとして主権免除を機能させるようとしている。

### 国際商事仲裁の事案

#### 「社会公共利益に反することを理由に涉外仲裁判断の不執行を裁定した事案」<sup>5</sup>

##### ① 事実関係

2004 年 4 月 8 日に来宝資源有限公司(シンガポール法人。売主。以下、「X」という。)と舟山中海糧油工業有限公司(中国法人。買主。以下、「Y」という。)は、ブラジルの大豆の売買契約を締結した。契約締結後、X は同年 4 月 21 日に商品をブラジルの港で船積

<sup>4</sup> Edward Baldwin, Mark Kantor & Michael Nolan, "Limits to enforcement of ICSID awards", 23 Journal of International Arbitration(2006), p.5.

<sup>5</sup> 杜煥芳「近年来中国法院国際商事仲裁的司法審査」『仲裁与法律』第 120 輯(2011 年 10 月) 26-28 頁

みし、Yに船積み通知を出した。

同月30日、国家品質検査総局がYに電話でXほかブラジル産の商品には重大な品質問題があり、Xが申請した大豆の輸入許可は暫時処理できず、迅速にXと連絡をとるように通達した。しかし、YはXに連絡せず、信用状を開設しなかった。同年5月10日、国家品質検査総局は、緊急警告を發布し、ブラジルから中国への大豆輸出を禁止したが、輸送途上の大豆については、検疫検査に合格した商品のみ輸入することを認めるとした。

同年6月23日、国家品質検査総局は公告を發布し、輸入禁止令の終止を決定し、Xほか企業の対中輸出資格を回復させた。同年7月、Xは大豆の安全証明書を取得し、Yも大豆の輸入許可証を取得した。同年9月、Xは大豆を広東省湛江港で積卸し、湛江某会社に引渡した。

ところが、Yは、代金を支払わなかったため、Xは契約の仲裁条項に基づき、香港国際仲裁センターに仲裁を申し立て、損害賠償を請求した。香港国際仲裁センターは、2006年8月25日に判断を示し、YはXに相応の損害賠償をするように命じた。

Yがこの仲裁判断を履行しなかったため、Xが寧波市中級人民法院に仲裁判断の執行を申し立てた。

## ② 法院の裁定

Yが代金を支払わなかったのは、国家品質検査総局が、Xが購入したブラジル産の大豆の品質に重大な問題があり、国内の食品の安全および消費者の生命健康を保護するために輸入禁止令を發布したためである。Yは政府の禁止令を遵守したもので、違約の意図はなかった。上述の仲裁判断を認可し、執行するとすれば、中国の行政命令の権威が損なわれ、社会公共利益に反することになるので、仲裁判断の執行を認容しないものと裁定する。

中国は、「公共秩序」に代えて「社会公共利益」という言葉を使っている。「社会公共利益」という用語はこの概念が主権免除の概念として捉えられるかも問題となる。

公共秩序の維持というよりも共産党政権・中央政府および／または地方政府の権力秩序の維持のための口実になっていると思われる。

## (2) 商事留保

中国は、ニューヨーク条約第1条の3<sup>6</sup>により、商事について留保宣言をした<sup>7</sup>。すなわち、「契約性および非契約性の商事法律関係」から起因した紛争にニューヨーク条約を適

<sup>6</sup> ニューヨーク条約第1条の3後段は、「いかなる国も契約に基づくものであるかどうかを問わず、その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。」と規定している。

<sup>7</sup> 朱啓禎・外交部副部長による第6期全国人民代表大会常務委員会第18回会議における「我が国が《外国仲裁判断の承認および執行に関する条約》に加入することを建議することに関する説明」により商事についての留保宣言がなされている。

用するということである。

中国最高人民法院は、「契約性および非契約性の商事法律関係」の解釈を示しているが<sup>8</sup>、この概念には投資が含まれていない。

中国が国際投資仲裁判断の執行に関して、ニューヨーク条約に基づき判断するとしている限り、中国国内の裁判所で外国仲裁判断の執行判決を得ることは不可能であるということになる。

中国においては、ニューヨーク条約を適用するとしながら、商事留保宣言もあり、投資には適用にならない、門前払いとなってしまうという問題が存在する。

#### IV おわりに ～ 法整備の必要性

国際投資仲裁においては、投資者が権利・財産を侵害されたと主張する行為が、投資受入国政府の行為に該当するか否かがはじめに問題となる。

中国において例えば、外国の開発会社が、中国地方省と土地所有権譲渡契約を交わし、再開発をする計画が後になって地方条例により取り消されるという事案を想定しても同様の問題が発生しそうである。土地開発に関して、中国は傘下の開発会社に土地所有権を払下げ譲渡し、この傘下が開発会社が外資企業と土地所有権譲渡契約を締結するということが一般的である。そうであると民間企業間の契約ということになる。このような事案が、国際投資紛争に該当しないか否か判断基準が定まらないかも知れない。

仲裁判断の執行に関してはどうか。国際投資仲裁の執行にニューヨーク条約を適用しようとするには無理がある。主権免除の問題のみならず、ニューヨーク条約の商事の概念に投資を含んでいないと言う問題もある。そこで、国際投資仲裁を有効に機能させるためには、上述の問題に関して、別途、法整備をすることが求められる。

第一に、(1)主権免除に関しては、次のことが考えられる。

主権免除制度により国際投資仲裁判断の執行を拒否することは国際社会でも受け入れられている<sup>9</sup>。中国は、ニューヨーク条約を適用するのではなく、すみやかに別途に公正・公平な、そして明確な主権免除に関する国内法を整備するのがよい。

第二に、(2)商事留保については、次のことが考えられる。

中国が、ニューヨーク条約加入で行った「商事留保」宣言を果たして取り消すことができるか考えると、これは国際投資仲裁だけの問題ではなく、国際商事仲裁に関しても商事留保をしないということになり、現実的には困難がある。

商事の概念を司法解釈により拡大し、国と投資者(企業)との間の紛争の原因、事由により投資に関してもニューヨーク条約を適用するようにすることが現時点では妥当か。

<sup>8</sup> 最高人民法院「我国が加入した外国仲裁判断の承認および執行に関する条約を執行することに関する通知」(1987年4月1日)中華人民共和国最高人民法院公報、1987年、第2号

<sup>9</sup> 中国は、2005年に国連主権免除条約に署名している。まだ批准はしていない。